答弁書第二十五号

内閣参甲第一八九号

昭和二十三年十一月三十日

内閣総理大臣　吉　田　茂

参議院議長　松　平　恒　雄　殿

参議院議員板野勝次君提出歯車製品に対するたて糸配給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員板野勝次君提出の蘭草製品に対するたて糸配給に関する質問に対する答弁書

蘭草製品に対するたて糸の配給を蘭草工業協同組合に割当てたのは蘭草工業協同組合に対して割当てたのではなく、数多い生産者に一人一人配給割当をするのは多額の経費と労力とを要し且つその上に事務の繁雑を加え殊に糸の現物化の利便等を充分考慮し、且つ不足する資材を蘭製品の供出数量に應じて配当する所謂リンク的措置を執ることが目下の情勢上止むを得ず従つて供出を指導する縣の担当課が蘭製品生産者の代表者と認める蘭製品工業協同組合の代表者に一括割当を行つたのであるが、本年十月からは農林省資材調整事務所を通じて各地方都道府縣の蘭製品担当課と充分協議の上生産者個人別に配給割当を行う事にした。